

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年5月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500442号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600006号

第1 結論

請求者のA社における平成29年12月8日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成29年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月8日

厚生年金保険の記録によると、A社から支払われた平成29年12月8日の賞与について、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成29年12月8日支給の賞与支払明細書及び平成29年分賃金台帳並びにB市から提出された請求者に係る平成30年度給与支払報告書により、請求者は、同事業所から請求期間に標準賞与額の上限である150万円を超える賞与の支払を受け、当該賞与から標準賞与額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500667号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2600003号

第1 結論

平成元年*月から平成7年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年*月から平成7年9月まで

私は20歳になった当時、長期入院をしていたところ、役所から自宅に国民年金保険料の納付書が届いた。

父は、国民年金保険料の支払は義務であるし、将来年金がもらえなかったら困るだろうと言って、私の代わりに請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれた。

領収証は残していないが、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった頃に役所から自宅に国民年金保険料の納付書が届き、それを使って父が私の代わりに請求期間の国民年金保険料を納付してくれた旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、請求者の記号番号前後の国民年金被保険者記録及び請求期間に係るオンライン記録の処理年月日並びにA市の請求者に係る国民年金記録の記載内容から判断すると、請求者の加入手続は平成8年8月に行われたと推認でき、請求者の主張する手続時期と符合しない。

また、A市の請求者に係る国民年金記録において、請求期間に係る被保険者資格の取得(平成元年*月1日)及び喪失(平成7年10月1日)並びに当該期間後の被保険者資格の取得(平成8年8月20日)に係る届出日欄を見ると、いずれも平成8年8月21日と記載されており、請求者の請求期間に係る資格処理は、平成8年8月の厚生年金保険被保険者資格の喪失による国民年金被保険者資格の取得手続の際に、遡って行われたと考えられるところ、当該手続時点までは、請求者は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができない上、請求期間のうち大半の期間は、国民年金法の時効に関する規定により、遡って納付することもできない。

さらに、請求者の父が請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張するB銀行C支店(当時)及びD銀行E支店(当時)の各後継事業所である、F銀行G支店及びH銀行I支店は、いずれも保存期間の経過により請求期間当時の公金・公共料金受付票を保管していない旨回答しており、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認することができない。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号が必要となるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方で氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、当時の住所地であるJ県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

また、請求者は請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする請求者の父からは当時の具体的な保険料の納付状況等を確認することができない上、請求者又は請求者の父が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。